

岩手県県土整備部ICT活用工事FAQ【令和7年10月1日更新】

No	質問	回答
1	『3次元出来形管理』や『3次元データ納品』費用は見積により別途計上できるか？	令和2年10月1日以降に入札公告に付す工事からは、土木工事標準積算基準書又は積算要領に準じて補正係数を乗じるものとしています(対象工種及び補正係数を計上できる条件は積算基準書又は積算要領参照)。 令和5年10月1日以降に入札公告に付す工事からは、同積算基準書又は積算要領に記載のとおり、費用の妥当性の確認として、受注者からの見積により算出される金額が補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合、見積により算出される金額を積算計上するものとしています。なお、受注者からの見積の提出が無い場合は、当該費用は計上しないものとなるため注意してください。 詳細については、同基準書又は積算要領を参照してください。
2	システム初期費用として出来形管理ソフトの購入費用は見積により別途計上できるか？	出来形管理ソフトを含むシステム初期費用については、土木工事標準積算基準書又は積算要領において建機毎に定額が明記されていますので、その額を計上するものとし、別途見積採用はできません。
3	部分的にICT施工とすることは可能か？	可能です。 その場合は、現場条件を考慮し、ICT活用施工により生産性の向上が見込まれる区間に区切って部分的にICT施工することとし、受発注者協議により理由を整理して実施してください。
4	(1)3D起工測量(2)3D設計データ作成(3)ICT建機による施工(4)3D出来形管理等(5)3D納品のいずれかのみ実施した場合の成績評定や積算の取扱いは？	別表を参照してください。
5	土質条件等により、盛土の締固め回数管理が不相当と判断し実施しないこととする場合、成績は加点されないのか？ 一部区間だけ実施した場合の評定はどうなるのか？	別表を参照してください。
6	出来形管理を実施する際に、冬期の降雪により3D出来形管理ができなくなった。その場合の積算や評定はどのようなになるのか？	別表を参照してください。
7	低入札となった場合、品質管理を2倍としているが、ICT活用工事に関しても同様か？	盛土の品質管理として、TS・GNSSによる締固め回数管理を実施する場合、回数を2倍にする意味が無いことから、低入札であっても通常と同様の品質管理となります。

8	盛土の締固め回数管理(TS・GNSSによる締固め管理)のみをICT活用した場合の積算や成績での加点は？	品質管理に係る左記の技術は、従前より共通仕様書に定めのある方法ですので、共通仮設費(技術管理費)の率分に含まれており、積算上別途計上はしません。 従来施工による工事においては、創意工夫の「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」において1点の加点が可能です。
9	ICT活用工事実施証明書は、(1)3D起工測量(2)3D設計データ作成(3)ICT建機による施工(4)3D出来形管理等(5)3D納品のいずれかのみ実施した場合でも発行してもらえるのか？	部分的に実施した場合、発行できない場合があります。詳細については別表を参照してください。
10	共同企業体(JV)で施工した工事において、ICT活用工事実施証明書が親会社の監理技術者のみ発行されているが、構成員である子会社の主任技術者には発行されないのか。	共同企業体構成員の主任技術者及び監理技術者に発行されます。
11	TLS(地上型レーザースキャナー)等を用いた『岩線計測』に要する費用は見積により別途計上できるか？	岩線計測については段階確認行為であり、共通仮設費の率分に含まれることから別途計上できません。 (TLSなどのICT機器の使用の有無に拘らず、施工管理の費用として共通仮設費の率分に含まれているという考え方です)

工種	ケース	(1) 3D起工測量	(2) 3D設計 データ作成	(3) ICT建機 による施工	(4) 3D出来形 管理等	(5) 3D納品	成績評定 加点数	積算	証明書	総合 評価	備考
共通	A	○	○	○	○	○	2	○※	発行	全面的	(1)から(5)の一連の作業を実施した場合。 → 成績:2点加算 積算:(1)、(2)、(3)とも変更計上する。 ※(4)、(5)の積算方法は、土木工事標準積算基準書又は積算要領に基づく。 ※現場条件等により、一部区間でしか(4)、(5)をできなかった場合でも可とします。
共通	B	○	○	○	×	×	1	○	発行	部分的	(1)、(2)、(3)を実施したが、現場条件等により(4)の実施が困難であり実施しなかった場合。 → 成績:1点加算 積算:(1)、(2)、(3)とも変更計上する。 ※例えば、盛土の締固め回数管理をする予定であったが、土質条件により回数管理が全区間において不適当と判断し、受発注者間で事前に協議をした場合等が該当します。 ※降雪により(4)、(5)が全面的に出来なくなった場合もこのケースに該当します。
共通	C	—	○	○	○	○	1	○※	発行	全面的	(1)は別途業務により完了しており、(2)以降を工事で実施した場合。 → 成績:1点加算 積算:(2)、(3)を変更計上する。 ※(4)、(5)の積算方法は、土木工事標準積算基準書又は積算要領に基づく。
共通	D	—	—	○	○	○	1	○※	発行	全面的	(1)、(2)は別途業務により完了しており、(3)以降を工事で実施した場合。 → 成績:1点加算 積算:(3)を変更計上する。 ※(4)、(5)の積算方法は、土木工事標準積算基準書又は積算要領に基づく。
共通	E	×	×	○	×	×	1	○	発行	部分的	2D起工測量、2D設計データを用いて、ICT建機による施工の場合。 → 成績:1点加算 積算:(3)を変更計上する。 ※連続する測点の2D横断面図から設計値を入力することで、簡易的な3D設計データとし、ICT建機による施工をする場合等を想定しています。
共通	F	○	×	×	×	×	×	×	なし	対象外	(1)のみ試しにやってみた場合。 → 成績:加算しない 積算:変更計上しない。
共通	G	○	○	×	×	×	×	×	なし	対象外	(1)と(2)を実施したが、ICT建機が確保できなかったため(3)が実施できなかった。 → 成績:加算しない 積算:変更計上しない。 ※発注者より(1)、(2)を指示した場合であっても、(3)を実施しない場合はICT活用工事の目的を達しないことから指示を取り消すこととなります。後にトラブルとならないように、受発注者ともにICT建機の確保に十分配慮したうえでICT活用工事を実施してください。
土工、舗装工等	H	○	○	×	○	○	×	×	なし	対象外	(1)と(2)を実施したが、ICT建機が確保できなかったため(3)が実施できなかった。 → 成績:加算しない 積算:変更計上しない。 ※発注者より(1)、(2)を指示した場合であっても、(3)を実施しない場合はICT活用工事の目的を達しないことから指示を取り消すこととなります。後にトラブルとならないように、受発注者ともにICT建機の確保に十分配慮したうえでICT活用工事を実施してください。
法面工 ^{※1} 、付帯構造物設置工、構造物工(橋脚・橋台)、基礎工、擁壁工	I	○	○	— ^{※1}	○	○	1	○※	発行	全面的	(1)、(2)、(4)、(5)を実施した場合。 → 成績:1点加算 積算:(1)、(2)とも変更計上する。 ※(3)のICT建機による施工がないため。ただし、法面工 ^{※1} における法面整形工(土工量1,000m3未満)については、ICT建機による施工を行うものとする。 ※(4)、(5)の積算方法は、土木工事標準積算基準書又は積算要領に基づく。
空港及び港湾の工種	J										事業所管課(港湾空港課)にお問い合わせください。

事業所管課(港湾空港課)にお問い合わせください。